

重要事項説明書

(居宅介護支援)

居宅介護支援サービスの開始に当たり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 利用事業所

事業所名：かぬき居宅介護支援事業所

指定番号：2271100097

所在地：静岡県沼津市下香貫猪沼981-2

特別養護老人ホーム むまづホーム内

管理者名：西澤 幸子

電話番号：055（934）3566

FAX 番号：055（934）7300

2. 事業の目的と運営の方針

事業の目的：社会福祉法人信愛会が開設する、かぬき指定居宅介護支援事業所が行う、指定居宅介護支援事業は、利用者等に対する適切な居宅介護支援の提供を確保する事を目的とします。

運営の方針：事業所は、介護保険法令に従い、要介護者が保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介、総合的なサービス提供に努めます。

3. 職員体制

管理者：1人（主任介護支援専門員）

介護支援専門員：5人以上

4. 営業日及び営業時間

営業日：月曜日から土曜日まで

（ただし、12月30日から1月3日を除く）

営業時間：午前8時30分から午後5時まで

※ 電話等により24時間連絡が可能な体制を確保をする。

5. 居宅介護支援サービスの内容

(1) 介護保険給付対象サービス

種類	内容・標準的な手順
アセスメントの実施	サービスの利用を希望する要介護者等が直面しているニーズや状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、援助活動に先立って訪問し調査を実施する。
居宅サービス計画の作成	要介護者等からの依頼に基づく自立支援のために身体・精神・社会的側面、又は予防的側面から要介護者等の主体性を重視し、総合的な居宅サービス計画を作成。

モニタリングの実施	居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握を行い、利用者の解決すべき課題の変化が認められる等必要に応じて、居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。 一定の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする。
連絡、調整、紹介等	サービス担当者会議等(テレビ電話装置等を活用して行うことができる)を利用し、介護保険給付サービスや社会資源を活用し、各事業所との調整に努める。
主治の医師及び医療機関等との連絡	事業所は利用者の主治の医師及び医療機関者との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とし、利用者が入院する必要がある場合には、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該医療機関等へ伝えるようお願いし、入院先医療機関との早期からの連携に努めます。

(2) 介護保険給付対象外サービス

種 類	内容・標準的な手順
連絡、調整、紹介等	居宅サービス計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう各事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介、有料老人ホーム等の紹介、その他の便宜を図ります。
訪問調査	市町村から委託を受けて、要介護認定に係る訪問調査を実施します。

(3) その他

研修の参加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加
担当者の交代	担当の介護支援専門員の交代を希望する方は管理者に申し出て下さい。

6. 利用者自身によるサービスの選択と同意（別紙3）

- (1) 利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又は家族に対して提供します。
 - ・ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事ができること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
 - ・ サービス担当者会議の招集や、やむを得ない場合には照会等により、専門的な見地から意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。
- (2) 終末期と診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問をさせて頂き、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置づけた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

7. 他機関との各種会議等

- (1) 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行います。

- (2) 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施します。

8. 利用料

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、利用者の自己負担はありません。ただし、利用者の介護保険料の滞納により、事業所が受領出来ない場合は全額を一旦お支払い下さい。

(居宅介護支援費 別表 1)

9. 交通費

利用者の居宅が、当事業所の通常の事業の実施地域以外にある時は、交通費の実費を頂きます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を超えた地点から片道概ね「5キロメートル未満：300円」「5キロメートル以上10キロメートル未満：500円」「10キロメートル以上：1,000円」とし、有料道路利用の場合は別途にその料金を頂きます。

10. 通常の事業の実施地域

沼津市の第三地区、第四地区、大平地区、静浦地区の一部地域の区域及び清水町の区域とします。

11. 苦情受付体制

利用者からの苦情に際して、迅速かつ誠実に対応いたします。苦情に対する相談窓口を常設し、苦情受付担当者がその任に当たります。苦情受付担当者は苦情申し出人に意向及びその内容を確認し、苦情解決責任者に報告します。苦情解決責任者は、苦情申し出人と話し合いを行い、必要に応じ第三者委員とも協議し、苦情の解決及び改善に努めます。

また、苦情については、市町村、国民健康保険団体連合会でも受け付けています。

苦情受付担当者	西澤 幸子
苦情解決責任者	笹原 尚登（ぬまづホーム施設長）
第三者委員	理事会が選考、理事長が委嘱した者（所内掲示）
静岡県国民健康保険団体連合会	054-253-5590（苦情受付専用）
沼津市役所 長寿福祉課（施設指導係）	055-934-4873
清水町役場 長寿介護課(介護保険係)	055-981-8213

12. 事故発生時の対応

事故発生時には、速やかに契約者等に連絡するとともに、必要により医師の診察や医療機関へ救急搬送するなど迅速な対応に努めます。報告義務のある事故内容につきましては市町村等へ連絡します。

13. 個人情報の取得取り扱いと秘密保持について

居宅サービス計画の作成に当たり、市町村が保有する要介護認定結果資料（訪問調査資料、主治医意見書）を請求し使用することに対し、利用者又は契約者の同意を求めるとします。

個人情報の保護の重要性を認識し、知り得た利用者及びその家族の個人情報の取り扱いを適正に行うものとします。退職後においても業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しません。

14. 虐待防止のための措置について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、委員会の設置、指針の整備、従事者に対する虐待防止のための研修を定期的実施し、必要な措置を適切に実施するための担当者を配置するなどを講じます。

15. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び自然災害時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. 感染症予防及びまん延防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、またはまん延しないように、指針を整備、対策を検討する委員会を概ね6月に1回開催し、研修及び訓練を定期的実施します。

17. サービス利用にあたっての禁止行為について

- (1) 介護支援専門員及び事業者の職員に対して行う暴言・暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマハラスメントなどの行為。
- (3) サービス利用中に介護支援専門員を含む利用者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットなどに掲載すること。

18. 介護支援専門員の業務範囲

介護保険制度上、介護支援専門員の業務は居宅サービス計画の作成(介護予防を含む)・他介護サービス事業者等や医療機関の連絡調整が主となります。介護支援専門員が利用者及びその家族の便宜のため、日常生活の雑務や買物、外出支援等を代行することはできません。利用者の通院に付き添ったり、送迎したりすることは、生命の維持に関わるような緊急やむを得ない場合を除きできません。付き添い等が必要な場合は、訪問介護(介護保険以外のサービスを含む)等の別のサービスを利用していただく必要があります。

19. 金品等の授受の禁止

介護支援専門員は、利用者及びその家族から金品や飲食物、その他財産上の利益を受けることはできません。

令和 年 月 日

当事業所は、利用者に対する居宅介護支援の開始に当たり、利用者ならびに利用者の家族に対して本書面内容及び以下の内容について重要事項の説明をしました。この証として本書2通を作成し、利用者及び事業者は署名又は記名、押印のうえ、各自1通を保有します。

- (1) 居宅サービス事業所選択に関する説明についての確認 別表2
- (2) ケアマネジメントの公正中立性の確保 別表3

居宅介護支援事業者 かぬき居宅介護支援事業所

説 明 者 氏 名 _____ 印

私は、本書面により事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者氏名 _____

契約者氏名 _____ 印 続柄 _____